国の森林環境税(仮称)の概要について

1 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

平成 30 年度与党税制改正大綱では、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、今期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設するとされた。

- (1) 森林環境税(仮称)は、平成36年度から課税
- (2) 税率は、年額1000円、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収
- (3) 森林環境譲与税(仮称)は、森林環境税(仮称)の収入額相当額を、市町村及び 都道府県に対して譲与
- (4) <u>市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用</u>並びに<u>都道府県が行う市町村による森林</u>整備に対する支援等に関する費用に充てる
- (5) 森林環境譲与税(仮称)は、森林整備などの諸課題に早期に対応する必要があることから<u>平成31年度から譲与</u>

2 新たな森林管理システム(案)(森林経営管理法案(仮称))

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して、 林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者に つなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経営的に成り立たない森林につ いては、市町村が自ら管理を行う仕組みを構築する必要がある。

このため、以下の措置を基本とする新たな森林管理の仕組みを講ずる。

- (1) 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化する。
- (2) 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合は、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
- (3) 再委託できない森林及び再委託までの森林は、市町村が管理を行う。

3 森林環境税(仮称)と新たな森林管理システム(案)

2の(3)の、収益性が低く、再委託先が見つからない森林を市町村が直接管理し、 森林環境税(仮称)を財源として間伐等の森林整備を市町村が行う。